

第3節 退職手当

(1) 退職手当（条例第2条の3）

$$\text{退職手当額} = \underbrace{\boxed{\text{退職日給料月額}} \times \boxed{\text{退職事由別・勤続年数別支給率}}}_{\boxed{\text{基本額}}} + \boxed{\text{調整額}}$$

(2) 算定基礎給料月額（条例第3条）

① 退職の日の給料月額

退職の日の給料月額が退職手当算定基礎給料月額となる。

(イ) 日額者の場合、日額の21日分をもって給料月額とする。

(ロ) 時給者の場合、時給額に7.75を乗じ（1円未満切捨て）その額の21日分をもって給料月額とする。

(ハ) 医療職等で調整額のある場合には、調整額を加算した額

(ニ) 休職、停職、減給、育児休業その他の事由により給料の一部又は全部を支給されていない場合には、本来支給されるべき給料月額

(ホ) 退職手当の算定基礎給料月額には、平成18年4月1日及び平成27年4月1日施行の国家公務員給与法の俸給表改定に伴う給料月額の減額改定による経過措置として支給された差額に相当する額を含めない。（附則第26項）

(3) 退職事由区分

一般職の退職

① 自己都合等（自己都合及び懲戒免職等）、雇用期間満了

(イ) 一般職、臨時職員で勤続期間が6ヶ月以上でその者の都合等又は雇用期間満了により退職した者

(ロ) 適用条項 [勤続42年以下（条例第3条）
 " 43年以上（条例第5条）

(ハ) 減額規定

I 自己都合等の勤続期間19年以下の者（条例第3条第2項）

	勤続期間	1年以上10年以下	60 100
	勤続期間	11年以上15年以下	80 100
	勤続期間	16年以上19年以下	90 100

II 臨時職員（附則第3項）

	勤続期間	6月以上 1年以下	50 100
--	------	-----------------	-----------

② 傷病

(イ) 傷病の程度が厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級（44，45頁参照）の状態
で退職した者

(ロ) 上記（イ）の認定は医師が行い、診断書にその旨を記載しなければならない。（43頁参照）

(ハ) 公務上の傷病（死亡も含む。）、通勤災害傷病による退職の場合は、地方公務員災害補償法第
45条の規定に基づく公務災害の認定の写を提出しなければならない。

(ニ) 適用条項	公務外	— 勤続42年以下	(条例第3条)
	〃	— 〃43年以上	(条例第5条)
	通勤災害	— 勤続10年以下	(条例第3条)
	〃	— 〃11年以上24年以下	(条例第4条)
	〃	— 〃25年以上	(条例第5条)
	公務上		(条例第5条)

③ 死亡

(イ) 死亡により退職した者

(ロ) 請求は遺族

(ハ) 適用条項	公務外	— 勤続10年以下	(条例第3条)
	〃	— 〃11年以上24年以下	(条例第4条)
	〃	— 〃25年以上	(条例第5条)
	公務上		(条例第5条)

④ 任期満了

(イ) 任期付職員で任期満了により退職した者

(ロ) 臨時職員は除外

(ハ) 適用条項	勤続10年以下	(条例第3条)
	〃11年以上24年以下	(条例第4条)
	〃25年以上	(条例第5条)

⑤ 定年

(イ) 定年により退職した者（定年年令以上の退職者も含む。）

(ロ) 臨時職員は除外

(ハ) 適用条項	勤続10年以下	(条例第3条)
	〃11年以上24年以下	(条例第4条)
	〃25年以上	(条例第5条)

⑥ 応募認定（第1号）

(イ) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢で
ある職員を対象として行う募集に応募し認定を受け退職した者

(ロ) 臨時職員は除外

(ハ) 適用条項	勤続10年以下	(条例第3条)
	〃11年以上24年以下	(条例第4条)
	〃25年以上	(条例第5条)

⑦ 応募認定（第2号）

（イ）勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、勤務公署に属する職員を対象として行う募集に応募し認定を受け退職した者

（ロ）臨時職員は除外

（ハ）適用条項（条例第5条）

⑧ 整理

（イ）職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した者

（ロ）臨時職員は除外

（ハ）適用条項（条例第5条）

※ 全ての退職事由区分に83.7/100の調整率あり。

特別職の退職

（イ）任期満了又は任期中途で退職した者

（ロ）傷病、死亡退職については②、③と同じ。

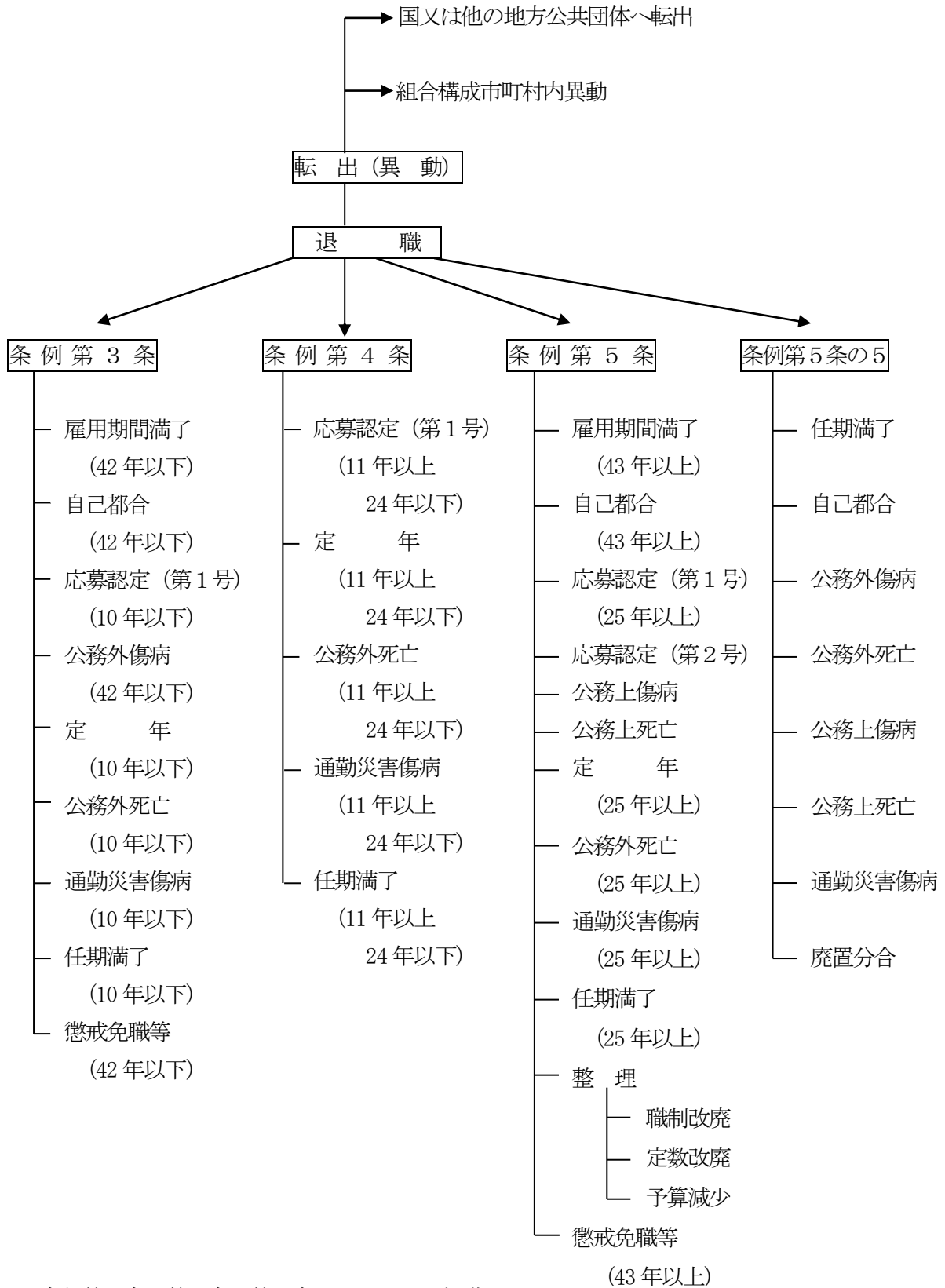
（ハ）適用条項（条例第5条の5）

（ニ）割増規定（条例第5条の5第2項及び第3項）

I 自己都合、任期満了	なし
II 公務外傷病、公務外死亡、通勤災害傷病	$\frac{125}{100}$
III 公務上傷病、公務上死亡、組合市町村等の廃置分合	$\frac{150}{100}$

※ 市町村等の廃置分合による退職の場合は、48月（任期が3年の場合は36月）で計算して得た額を限度とする。

条項別退職事由一覧表



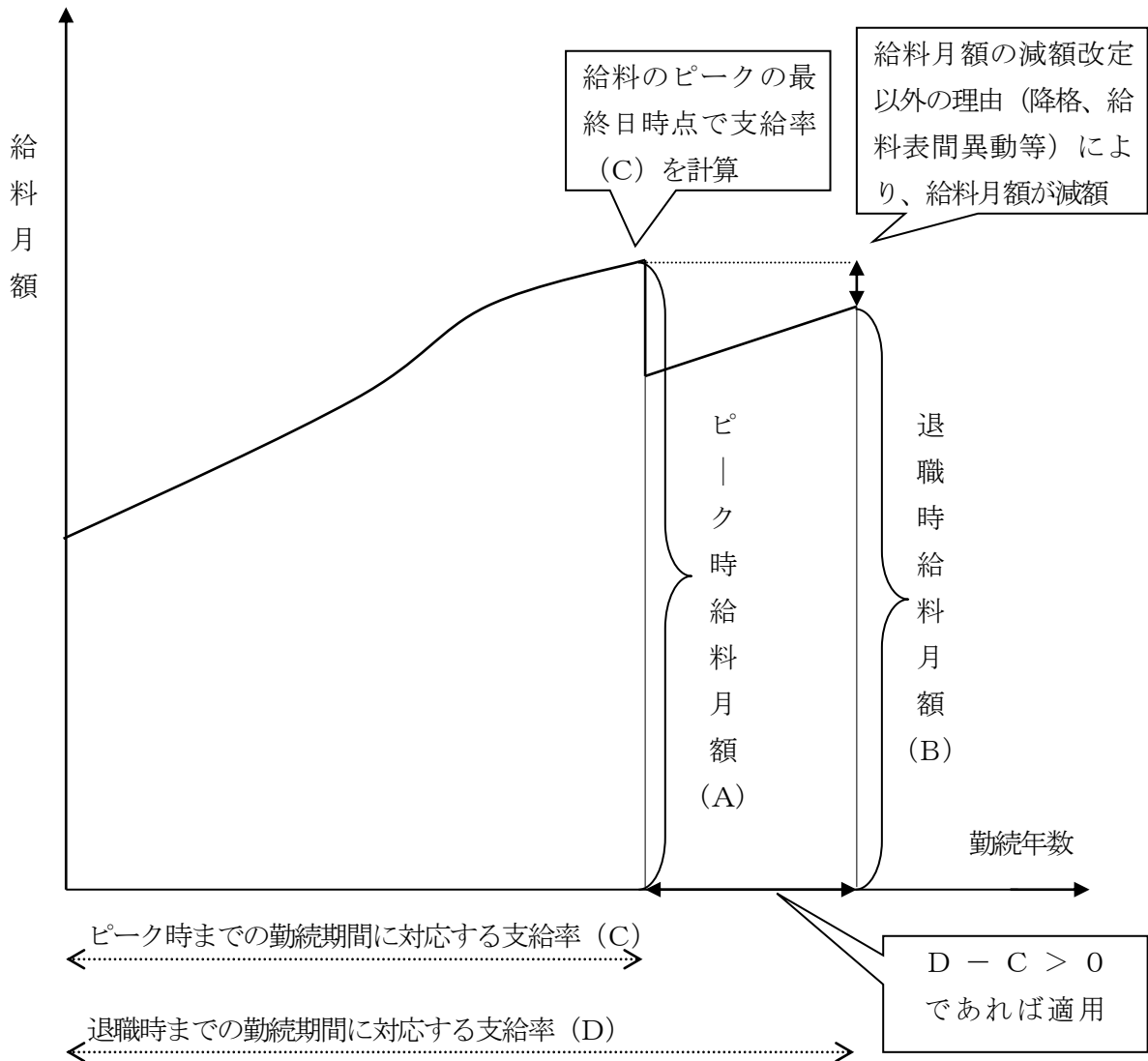
※ 条例第3条、第4条、第5条 一般職
 条例第5条の5 特別職

(4) 基本額の算定方法の特例（条例第5条の2）

基礎在職期間中に、給料月額の変額改定以外の理由（降格、給料表間異動等）により、その者の給料月額が減額された場合において、特定減額前給料月額（当該理由により減額がなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いもの）が退職日給料月額よりも多い場合には、退職手当の基本額の算定方法の特例を適用する。

※ 平成18年4月1日（施行日）以前の降格等による給料月額の変額は、条例の対象としない。
（平成18年附則第6項）

基本額の算定方法の特例のイメージ



《 特例の算定方式 》

$$\text{退職手当額} = \boxed{A \times C} + \boxed{B \times (D - C)} + \text{調整額}$$

※A及びBに、条例第5条の3の特例の適用あり。

$$\text{基本額} = \boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}} + \boxed{\text{退職日給料月額}} \times (\boxed{\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率}} - \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}})$$

・ 例 (定年退職)

{	生年月日	昭和33年9月10日	
	就職年月日	昭和61年4月1日	
	退職年月日	平成31年3月31日	勤続年数33年
	特定減額前給料月額	406,000円 (平成30年3月31日)	
	退職日給料月額	401,400円	

$$406,000\text{円} \times 43.81695 + 401,400\text{円} \times (45.32355 - 43.81695) = \underline{18,394,430\text{円}} \text{ (円未満切捨て)}$$

(5) 定年前早期退職特例措置 (条例第5条の3)

定年に達する日から6月前までに退職した者で、その者に係る定年から15年を減じた年令以上で、かつ、勤続20年以上である職員が応募認定、整理及び公務上の傷病・死亡により退職する場合に退職手当の算定となる基礎給料月額を特例給料月額とする。

$$\text{特例給料月額} = \text{退職日の給料月額} \times \{1 + (3\% (\text{定年1年前の者は} 2\%) \times \text{定年までの残年数})\}$$

定年前早期退職特例対象の場合

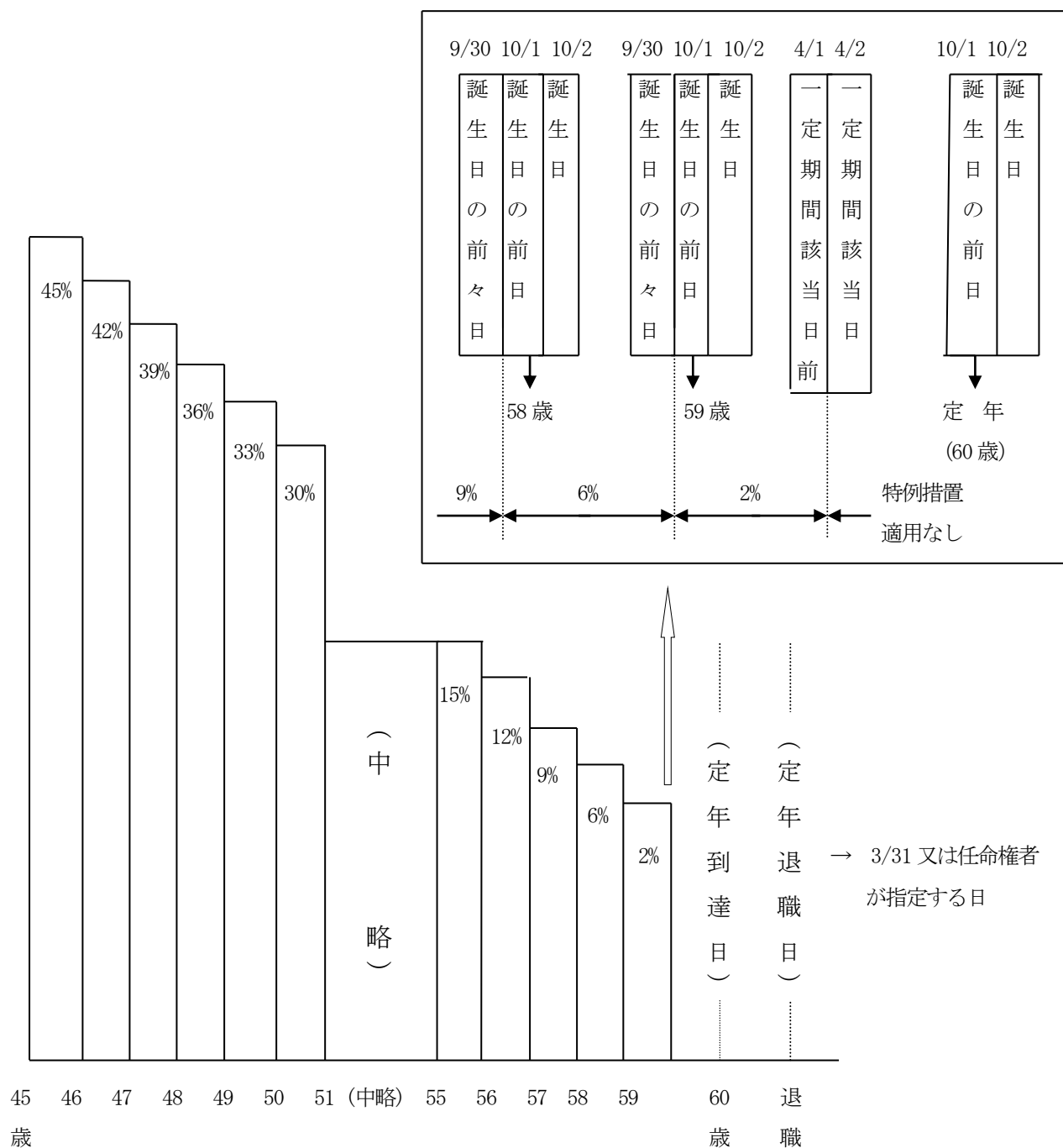
$$\text{基本額} = \boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times \{1 + (\text{定年年齢} - \text{退職年齢}) \times 3\% (\text{定年1年前の者は} 2\%) \} \times \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}} + \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \{1 + (\text{定年年齢} - \text{退職年齢}) \times 3\% (\text{定年1年前の者は} 2\%) \} \times (\boxed{\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率}} - \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}})$$

・ 例 (応募認定 (第1号) 退職)

{	生年月日	昭和39年9月10日	(54歳)
	就職年月日	昭和61年4月1日	
	退職年月日	平成31年3月31日	勤続年数33年
	特定減額前給料月額	406,000円 (平成30年3月31日)	
	退職日給料月額	401,400円	

$$406,000\text{円} \times \{1 + (60 - 54) \times 3\%\} \times 43.81695 + 401,400\text{円} \times \{1 + (60 - 54) \times 3\%\} \times (45.32355 - 43.81695) = \underline{21,705,428\text{円}} \text{ (円未満切捨て)}$$

定年前早期退職特例措置 (60歳定年の場合)



(6) 退職手当の最高限度額

① 給料月額が減額した場合の特例を適用しない場合

(イ) 定年前早期退職特例対象外の場合 (条例第6条)

$$\text{退職日給料月額} \times 60$$

(ロ) 定年前早期退職特例対象の場合 (条例第6条、第6条の3)

$$\text{退職日給料月額} \times \{ 1 + (\text{定年年齢} - \text{退職年齢}) \times 3\% (\text{定年1年前の者は} 2\%) \} \times 60$$

② 給料月額が減額した場合の特例を適用した場合

(イ) 定年前早期退職特例対象外の場合 (条例第6条の2)

I 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60以上の場合

$$\boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times 60$$

II 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60未満の場合

$$\boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}} + \boxed{\text{退職日給料月額}} \\ \times (60 - \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}})$$

(ロ) 定年前早期退職特例対象の場合 (条例第6条の2、第6条の3)

I 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60以上の場合

$$\boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times \{1 + (\text{定年年齢} - \text{退職年齢}) \times 3\% (\text{定年1年前の者は} 2\%) \} \times 60$$

II 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60未満の場合

$$\boxed{\text{特定減額前給料月額}} \times \{1 + (\text{定年年齢} - \text{退職年齢}) \times 3\% (\text{定年1年前の者は} 2\%) \} \times \boxed{\text{減額}} \\ \boxed{\text{日前日までの勤続期間に応じた支給率}} + \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \{1 + (\text{定年年齢} - \text{退職年齢}) \times \\ 3\% (\text{定年1年前の者は} 2\%) \} \times (60 - \boxed{\text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}})$$

※ 条文上は、給料月額の60ヶ月分となっておりますが、昭和57年附則第5項及び第6項、平成15年附則第4項により給料月額の47.709ヶ月分になります。

(7) 調整額 (条例第6条の4)

職の職制上の段階、職務の級その他職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して定める区分に応じて調整月額を定め、職員の基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとの調整月額の高い方から60月分の合計額を調整額として、基本額に加算する。

区 分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
調整月額	59,550円	54,150円	43,350円	32,500円	27,100円	21,700円	0円

〈給料表ごとの調整額算定上の区分〉

平成18年4月1日～

区 分	調整月額	行(一)	行(二)	公安(一)	医療(一)	医療(二)	医療(三)
第1号	59,550円	8級	級	級	級	級	級
第2号	54,150円	7					
第3号	43,350円	6		行(一)を基準に各市町村等の規則で定める			
第4号	32,500円	5					
第5号	27,100円	4					
第6号	21,700円	3					
第7号	0円	2 1					

職務の級の高い方から60月＝7級36月＋6級24月

調整額 $54,150円 \times 36月 + 43,350円 \times 24月 = 2,989,800円$

- ③ 自己都合等退職者以外のもので勤続期間が1年以上4年以下のものは、職員の区分に応じて計算した額の2分の1に相当する額（条例第6条の4第4項第1号）
- ④ 自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のものは、零（条例第6条の4第4項第2号）
- ⑤ 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のものは、職員の区分に応じて計算した額の2分の1に相当する額（条例第6条の4第4項第3号）
- ⑥ 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のものは、零（条例第6条の4第4項第4号）
- ⑦ 調整額の算定の対象期間は、平成8年4月1日以後の期間とする。（平成18年附則第7項）

(8) 経過措置（平成18年附則第2項）

仮に新制度切替日の前日（平成18年3月31日）に同じ退職事由で退職したと仮定して、同日までの勤続期間及び給料月額を基礎として旧条例等の規定により算定した場合の額（新制度切替日前日旧条例等退職手当額）が新条例で算定した額（新条例等退職手当額）より多いときは、その多い額をその者に支給すべき退職手当の額とする。

※ 応募認定退職者には適用しない（平成26年運用方針）

新制度切替日前日旧条例等退職手当額（ $\frac{\text{新制度切替日前日給料月額} \times \text{新制度切替日前日までの勤続期間に応じた旧条例等による支給率}}{\text{新制度切替日前日までの勤続期間に応じた旧条例等による支給率}}$ ） > 新条例等退職手当額

(9) 早期退職募集制度（条例第8条の3）

① 定年前に退職する意思を有する職員の募集

第1号—職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

第2号—勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、勤務公署に属する職員を対象として行う募集

② 早期退職募集制度の流れ

